

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成25年4月4日付けで行った「〇〇学校に関する補助金に関する公文書（平成21年度分）（申請から額の確定まで）」を部分開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立て及び審議の経緯

(1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成25年3月26日付けで埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「〇〇学校に関する補助金に関する公文書（平成21年度分）（申請から額の確定まで）」（以下「本件開示請求」という。）の開示請求を行った。

(2) これに対し実施機関は、本件開示請求に対する公文書として、次のアからエまでの文書を特定した。

ア 私立学校運営費補助金交付申請書（平成22年3月8日）（以下「本件対象文書1」という。）

イ 平成21年度私立学校（専修・各種学校）運営費補助金（平成22年3月9日起案 財務 支出負担行為）（以下「本件対象文書2」という。）

ウ 平成21年度私立学校（専修・各種学校）運営費補助金（平成22年3月24日起案 財務 支出命令）（以下「本件対象文書3」という。）

エ 平成21年度私立学校（専修・各種学校）運営費補助金・清算（平成22年3月31日起案 財務 清算）（以下「本件対象文書4」という。）

(3) 実施機関は、前記（2）について平成25年4月4日付けで次のとおり公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。

ア 本件対象文書1、3、4のうち「法人代表者の印影」は、条例第10条第2号に該当するため不開示とする。

イ 本件対象文書1の事業計画書のうち「小科目及び小科目に係る記載事項」は、

条例第10条第2号に該当するため不開示とする。

ウ 本件対象文書1の専任教員調査書及び専任職員調査書のうち「氏名、共済組合員番号、最終学歴、給与の内訳、交通費を除く給与額、年齢、勤務年数にかかる記載事項」は、条例第10条第1号に該当するため不開示とする。

エ 本件対象文書1の消費収支計算書、消費収支予算書のうち「小科目及び小科目に係る記載事項（ただし、補助金に関する項目はこれに含めない。）」は、条例第10条第2号に該当するため不開示とする。

オ 本件対象文書1の専修各種学校の安全対策・施設整備実施調査書（以下「調査書」という。）の振込明細のうち「口座番号、口座残高」は、条例第10条第2号に該当するため不開示とする。

カ 本件対象文書1の調査書の請求書、領収書のうち「個人の印影」は、条例第10条第1号に該当するため不開示とする。

キ 本件対象文書2の起案理由のうち「学校法人名」は、条例第10条第2号に該当するため不開示とする。

ク 本件対象文書3の県費補助金請求書のうち「銀行口座」は、条例第10条第2号に該当するため不開示とする。

ケ 本件対象文書4の送付票のうち「学校法人名」は、条例第10条第2号に該当するため不開示とする。

コ 本件対象文書4の平成21年度私立学校運営費補助金実績報告書の別紙2のうち「小科目及び小科目に係る記載事項」（以下「小科目及び小科目に係る記載事項」という。）は、条例第10条第2号に該当するため不開示とする。

(4) 申立人は、平成25年4月9日付けで、実施機関に対し、次のとおりの趣旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

ア 本件対象文書1に添付された調査書のうち、「7 学校理科室改修工事一式」及び「8 ○○市○○○幼稚園インターホン工事」の領収書等の開示を求める。

イ 小科目及び小科目に係る記載事項について、不開示部分の開示を求める。

(5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成25年5月28日に実施機関から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。

(6) 当審査会は、平成25年6月28日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

- (7) 当審査会は、平成25年9月9日に実施機関から開示決定等補充理由説明書の提出を受けた。

3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 領収書等について

「私立学校運営費補助金交付申請書」に添付された「専修各種学校の安全対策・施設整備調査書」金額〇,〇〇〇,〇〇〇円のうち、「7 学校理科室改修工事一式〇〇〇,〇〇〇円」及び「8 〇〇市〇〇〇幼稚園インターホン工事〇〇,〇〇〇円」の領収書等が開示されていないが、不存在は不当であるので開示を求める。

(2) 小科目及び小科目に係る記載事項について

「実績報告書別紙2」は私立学校運営費補助金に関する当該学校から申請の根拠となる情報であり、補助金の交付の透明性確保の観点からも開示の公益性が高く、条例第10条第2号に該当しないため、当該文書の不開示部分の開示を求める。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 領収書等について

「私立学校運営費補助金交付申請書」に添付された調査書のうち、「7 学校理科室改修工事一式」に係る領収書等に関しては、平成〇〇年〇月〇〇日付け請求書の写し及び領収書の写しを申立人に開示済みである。

また、同じく調査書の領収書等のうち、「8 〇〇市〇〇〇幼稚園インターホン工事」に関しても、〇〇〇〇年〇月〇日付け領収書の写し及び平成〇〇年〇月〇日付け領収書の写しを申立人に開示済みである。

以上、調査書に添付されている領収書等は申立人に開示済みの文書で全てである。

(2) 小科目及び小科目に係る記載事項について

小科目及び小科目に係る記載事項の不開示部分は、法人の財務に関する情報である。法人の財務情報は経営方針やノウハウ等を示すものであり、不開示とする小科

目及び小科目に係る記載事項は学校法人によって追加等が可能であり、学校法人の経費の詳細な内訳を示すものであることから、開示することにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。よって法人の財務情報は、法人自らが公表している場合を除き条例第10条第2号に該当する。

5 審査会の判断

(1) 本件異議申立てについて

申立人は、実施機関が行った本件処分について、本件対象文書1のうち、本来は調査書に添付されるべき「7 学校理科室改修工事一式」及び「8 ○○市○○○幼稚園インターホン工事」の領収書等が開示されておらず、不存在は不当である、また、小科目及び小科目に係る記載事項について、補助金の交付の透明性確保の観点からも開示の公益性が高く、条例第10条第2号に該当しないとして、本件異議申立てを行っているものである。

(2) 領収書等の文書不存在について

ア 調査書の添付書類について

調査書は、補助対象となる年度の安全対策等にかかる経費として支出したもの、または支出を予定しているものを記載する書類であり、各項目について該当工事等の金額に対する確認書類として見積書の写しを、また、既に支出済みのものについては、支出証拠書類（契約書、領収書の写し等）を添付することとなっている。

平成25年6月28日の審査会において、実施機関が申立人に対して既に関示済みの文書として提出した文書一式を確認したところ、同文書中には「7 学校理科室改修工事一式 経費○○○,○○○円」及び「8 ○○市○○○幼稚園インターホン工事 経費○○,○○○円」との記載があり、次の6つの文書の写しが添付されていた。

- ①「御見積書 学校理科室改修工事 金額○○○,○○○円」
- ②「御見積書 インターホン工事 金額○○,○○○円」
- ③「御請求書 金額○○○,○○○円」
- ④「領収書 ○○○,○○○円」
- ⑤「領収書 ○○,○○○円」

⑥「領収書 〇,〇〇〇円」

イ 文書開示の経緯について

申立人は、領収書等が開示されておらず、不存在は不当であると主張している。一方、実施機関はすでに開示済みであるとしている。

この経緯について、実施機関は次のように説明している。

「平成25年4月4日付けの公文書部分開示決定については、平成25年4月8日（以下「第1回目の開示」という。）に申立人に対し文書の開示を実施した。その際、本来調査書に添付されているはずの前記ア①～⑥の文書のうち、③～⑥の文書が漏れていた。本件異議申立てを受け、再度保管書類を確認したところ別の場所に保管されていた。そこで、申立人の了解を得て平成25年4月26日（以下「第2回目の開示」という。）に前記ア③～⑥の文書を申立人に開示した。」とのことである。

ウ 領収書等の有無について

実施機関が本件処分に対する文書開示を行った第1回目の開示の時点で、本来調査書に添付されているはずである領収書等の一部が漏れており、その時点で開示がされなかったため、申立人は、不存在は不当であるとして異議申立てを行ったことが認められる。

本来であれば、実施機関は開示の実施にあたり対象公文書について、すべてがそろっていることを事前に確認しておくべきであった。

しかし、実施機関は申立人の同意を得て実施した第2回目の開示の際、申立人の請求に係る領収書等として前記ア③～⑥の領収書等を開示したと主張しており、申立人も、第2回目の開示の際に、前記ア③～⑥の領収書等の開示を受けた事実を争わないものと認められる。申立人は、第2回目の開示の際に、前記ア③～⑥の領収書等の開示を受けたのであるから、申立人が、第1回目の開示の際に開示を受けなかったとはいえ、本件開示請求手続きの中で、既に開示を受けたものと認めざるを得ない。

審査会の見分においても、前記ア①、②の支出証拠書類としては前記ア③～⑥の領収書等が添付され、同文書一式には、前記ア③～⑥の領収書等以外には前記ア①、②の支出を証する文書はつづられていない。

よって、審査会としては、申立人による領収書等の文書不存在が不当であると

の主張は認めることはできない。

(3) 小科目及び小科目に係る記載事項について

ア 学校法人が作成すべき計算書類について

学校法人会計基準（以下「会計基準」という。）第4条は、学校法人が作成しなければならない計算書類を資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及びそれらに付属する書類としている。学校法人は、この計算書類の様式に従い設定された科目ごとに法人としてそれぞれ数値を記載することになるが、これらは会計基準に従って区分された経費ごとに大科目及びこれらの内訳を示す中科目、小科目で構成されている。このうち、小科目については、会計基準において、学校法人が独自に適当な科目を追加または細分化できると規定されているものである。

なお、当該学校法人は、私立学校法第64条第4項の規定に基づき設立された準学校法人である。法令上、会計基準は準学校法人である当該学校法人に適用されるものではないが、実施機関によれば、補助金の交付を受ける準学校法人については、会計基準に準じて会計処理をすることが望ましい旨指導しており、現に当該学校法人は会計基準に従い計算書類を作成している。

イ 条例第10条第2号該当性について

条例第10条第2号本文は、不開示情報として「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号及び第6号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

本来、法人の財務情報は、法人の経営状況や経営戦略を示すものであり、開示することにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもので、法人自らが公表している場合を除き、保護されるべき情報であると考えられる。

実施機関は、教育施設を経営する学校法人の公共性を考慮し、小科目及び小科目に係る記載事項である小科目名及びその金額情報を除き、財務情報を開示している。

一方、実施機関が不開示とした小科目は、収入及び支出の内容を説明する詳細

な内訳であり、会計基準で、消費収支計算書等の計算書類に記載する勘定科目として、大科目並びにその内訳である中科目及び小科目を示しているが、このうち小科目については前記アのとおり適当な科目を追加し、又は細分することができるものとしている。

そのため、小科目及び小科目に係る記載事項を開示することにより、学校法人がどのように収入を得ているか、どのような資産運用をしているか、どのような経費を節減し、何に経費を投入しているのか、また、どのように人件費を振り分け、支出しているのか等、法人の経営状況や実態、さらに経営戦略といったものを具体的に明らかにすることとなる。

したがって、その学校法人独自の運営ノウハウ等を把握することが可能な小科目及び小科目に係る記載事項を公にすることは、当該学校法人の公共性を考慮してもなお、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものであり、条例第10条第2号本文に該当すると判断する。

また、本件においては、人の生命、健康、生活又は財産を保護するなど、公にすることが必要であると認められる特段の事情もないことから、実施機関が条例第10条第2号に該当するとして不開示としたことは妥当である。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

田代 亜紀、三角 元子、宮原 均

審議の経過

年 月 日	内 容
平成25年 5月28日	諮問を受ける（諮問第243号）
平成25年 5月28日	実施機関から開示決定等理由説明書を受理
平成25年 6月28日	実施機関から意見聴取及び審議 (第三部会第89回審査会)

平成25年 7月26日	審議（第三部会第90回審査会）
平成25年 9月 9日	実施機関から開示決定等補充理由説明書を受理
平成25年 9月20日	審議（第三部会第91回審査会）
平成25年10月18日	審議（第三部会第92回審査会）
平成25年11月29日	審議（第三部会第93回審査会）
平成25年12月20日	答申（答申第191号）